

# 公認ディレクター規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「連盟」という）が公認する競技会を司るディレクターの資格と認定方法を定める。

## (資格の種類)

第2条 公認ディレクターの種類を次の通りとする。

- (1) クラブディレクター
- (2) セクショナルディレクター
- (3) ナショナルディレクター

2 各ディレクターには技能レベルと達成能力に応じて2つ以上のランクを設けることができる。

## (必要な技能)

第3条 公認ディレクターの資格ごとに必要な技能の概略は次の通りとする。

- (1) クラブディレクター

ボードの配置などのゲーム運営の基本とスコアの算出（必要ならパソコンの操作の初歩を含む）、ブリッジ規則の理解とその適用（状況把握と裁定能力）、スコア調整の基本

- (2) セクショナルディレクター

複数セッション・ゲーム運営の基本、ブリッジ規則の適用とスコア調整の高度な能力、パソコンの操作

- (3) ナショナルディレクター

上述の各技能についての高度な達成能力

## (技能の認定)

第4条 公認ディレクターの技能の認定は、技能レベルと達成能力について次の通り行う。

- (1) クラブディレクター

競技委員会が主催するクラブディレクター認定試験に合格すること

- (2) セクショナルディレクター

次の各号の条件を満たすこと

- ① 会員／会友であること
- ② クラブディレクター資格を有すること
- ③ セクショナルディレクターの下で4セッション以上の公認競技会のディレクターを担当し、その実務能力の確認を受けること

(3) ナショナルディレクター

次の各号の条件を満たすこと

- ① 会員／会友であること
- ② セクショナルディレクター資格を有すること
- ③ ナショナルディレクター資格試験（筆記及び実習）を受験し合格するか、またはナショナルディレクターの下でナショナル競技会のディレクターを担当し、その実務能力の確認を受けること

2 ナショナルディレクター資格試験の運用については別途定める運用細則に従う。

（資格の取得）

第5条 競技委員会は以下の資格証を発行する。

(1) クラブディレクター

競技委員会はクラブディレクター認定試験合格者に対して資格証を発行する。

(2) セクショナルディレクター

第4条の規定によりセクショナルディレクターの技能の認定を受けた者は、競技委員会に規定のセクショナルディレクターからの推薦書を提出する。競技委員会は審査の後、資格認定者に対して資格証を発行する。

(3) ナショナルディレクター

第4条の規定によりナショナルディレクターの技能の認定を受けた者は、競技委員会に規定のナショナルディレクターからの推薦書を提出する。競技委員会は審査の後、資格認定者に対して資格証を発行する。

（資格取得者）

第6条 公認ディレクターは、原則として資格に応じて、ランク別競技会の主任ディレクターを担当できる。

(1) クラブディレクター

ローカルゲームまでの競技会。但し、ウィークリークラス3までのゲーム運営にはディレクター資格を要さない。

(2) セクショナルディレクター

リジョナルゲームまでの競技会。

(3) ナショナルディレクター

ナショナルゲームまでの競技会。

2 地方開催の競技会については、ナショナルゲームであってもセクショナルディレクター（小規模な場合はクラブディレクター）が担当することが出来る。

（資格の期限）

第7条 公認ディレクターは、資格に応じて期限を設ける。

- (1) クラブディレクター  
期限を設けない。
- (2) セクショナルディレクター  
期限を設けない。
- (3) ナショナルディレクター  
資格取得の日から7年間経過後に行われる最初の資格試験の終了日までとする。

(資格の取消)

第8条 公認ディレクターに次の項目の何れかに該当する行為があったときには、競技委員長はディレクターの資格を取り消すことができる。

- (1) 連盟の名誉を傷つけ、或いは連盟の目的に反する行為があったとき
- (2) 競技会運営上、重大な過失があったとき
- (3) 会員、会友の資格を失ったとき（但し、クラブディレクターは会員、会友資格を要さない）

**附則**

- 1 本規則は、2004年5月1日を以って発効し、旧規則は失効する。

**変更履歴**

2004年5月改訂

2010年6月改訂

2011年1月改訂

2016年6月改定

2017年4月体裁変更（規則類整備にともなう用語の統一、段落・フォントの変更）